

指定介護老人福祉施設白根聖明園重要事項説明書

2024年9月1日現在

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 055-284-2201

担 当 相談員 みずま やすひろ 水間 康裕

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 特別養護老人ホーム白根聖明園の概要

提供できるサービスの種類

施 設 の 名 称 特別養護老人ホーム白根聖明園

所 在 地 山梨県南アルプス市在家塚1305番地

介護保険指定番号 介護老人福祉施設 (1970800676)

短期入所生活介護施設 (1970800668)

3 当施設の運営方針

- (1) 常に利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練、健康管理、レクリエーション等のサービスを提供します。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、自らその提供するサービスの質の評価を行い改善に努める。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス機関・団体、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス調整に努めます。

4 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	計
園 長(管理者)	1		1
生 活 相 談 員	1		1
介 護 職 員	28	5	33
看 護 職 員	5	1	6
管 理 栄 養 士	1		1
機 能 訓 練 指 導 員	1 (兼)		1
嘱 託 医 師		1	1
介 護 支 援 専 門 員	1		1
事 務 職 員	3		3

5 施設の設備の概要

定員	70名（一般棟、認知症専門棟20名）		相談室	1室
居室	4人部屋	AB棟11室（1室35.84㎡）	医務室	1室
		C棟4室（1室23.4㎡）	静養室	2室4床
	2人部屋	AB棟1室（1室22.4㎡）	食堂	1室
居室	1人部屋	AB棟4室（1室17.92㎡）	機能訓練室	1室
		C棟4室（1室9.24㎡）		
浴室	一般浴槽（個浴）、特別浴槽があります。			

6 サービス内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 施設サービス計画の立案 | (7) 健康管理 |
| (2) 食事 | (8) 特別食の提供 |
| (3) 入浴 | (9) 行政手続代行 |
| (4) 排泄介護 | (10) 日常費用支払代行 |
| (5) 機能訓練 | (11) 預り金管理、所持品保管 |
| (6) 生活相談 | (12) レクリエーション等 |

7 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	589円	659円	732円	802円	871円
2割負担	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
3割負担	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円

※従来型個室も同様の金額になります。

② 初期加算 入所後30日に限り、上記金額に30円/日が初期加算されます。

又、30日を越える医療機関への入院後の再入居時にも同様となります。

③ 福祉施設外泊時費用 入居期間中に入院又は外泊した期間の取り扱いについては、1ヶ月に6日を限度として、上記金額に246円/日が加算されます。尚、2月にまたいで入院又は外泊の場合は、月末から月頭にかけて最大12日間算定される場合があります。

④ 栄養管理等加算費

ア 療養食費加算費 6円/回（該当者のみ）

- ⑤ ア 看護体制加算費（Ⅰ） 4円／日
- イ 看護体制加算費（Ⅱ） 8円／日（別紙看取りに関する指針参照）
- ウ 看取り介護加算費 退所日 1, 280円（別紙看取りに関する指針参照）
退所前2日間 680円
退所前3日から遡及し27日分 144円／日
死亡日45日前～31日前 72円／日
- ⑥ ア 日常生活継続支援加算費 36円／日
- イ 夜勤職員配置加算費 13円／日
- ウ 若年性認知症入所者受入加算費 120円／日（該当者のみ）
- エ 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90円／月
- オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

※別途上記①～⑥の合計額に **14.0%**相当の介護職員等処遇改善加算が加算されます。

⑦ 食費

収入に応じて

1日あたり 300円 390円 650円 1,360円 1,550円

⑧ 居住費 多床室（滞在費）

収入に応じて 1日あたり 0円 430円 1,080円

⑨ 居住費 従来型個室（特養等）

収入に応じて 1日あたり 380円 480円 880円 **1,300円**

⑩ 預かり金出納管理費 190円／日

(2) その他の利用料金

特別食、行事参加費、理美容費等は別途費用が必要になります。

(3) 利用料金の減免措置

収入に応じて、利用料金の減免措置があります。

(4) 支払方法

利用料金の本人負担分については、毎月15日までに前月分の明細書をお送りしますので、25日までに現金納入又は口座自動引き落としの方法で納入をお願いします。

8 利用の手引き

(1) 利用の申し込み

当施設の利用を希望する方は、備え付けの利用申込書に所定事項を記入して申し込んでください。

(2) 利用の決定

利用の申し込みのあった方については、順次利用判定会議の議を経て、利用の可否を決定し、利用者に通知します。

利用の決まった方には、次の書類を備えていただき、利用契約を結んだうえで利用していただきます。

- ① 生活要約記録
- ② 本人の住民票
- ③ 健康診査証明書
- ④ その他事業者が、特に必要とするもの

9 利用者の外泊、外出、及びご家族等の面会は何時でも自由にできます。

10 身心の状態にともない、居室変更をさせて頂く場合もあります。

11 利用者には、次のことを守っていただきます。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼし、集団生活を乱すような言動は慎むこと。
- (2) 保健衛生上、居室内で食物を調理し飲食しないこと。
- (3) 所定の場所以外では、喫煙しないこと。
- (4) 外出の際は、外出先、日時、期間等を届けること。
- (5) その他施設の利用に当たって不適切な行為を行わないこと。

12 利用契約の解約

- (1) 利用者は自己の都合により利用を中止しようとするときは、14日の予告期間において利用の中止を申し出て、契約を解約することができます。
- (2) 利用者が次の事項に該当する場合には、利用契約を解約していただきます。
 - ① 前号に定める事項を著しく乱したとき。
 - ② 他の利用者に危害を及ぼすおそれのある行為があるとき。
 - ③ 正当な理由がなく、利用料金の支払いが3月以上遅延したとき。

- ④ 病院又は診療所に入院し、明らかに3月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ⑤ やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。
- ⑥ 過度な医療行為が生じたとき。
- ⑦ その他利用を継続することが適当でない特別の理由が生じたとき。

(3) 次の事項に該当した場合は、利用契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者が要介護認定の更新で、非該当又は要支援と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。

13 緊急時の対応方法

利用者が疾病や事故等によって心身の状態に変化等があった場合は、嘱託医師に連絡し必要な処置を講ずるとともに、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

14 利用者の心身の状態により病院等に入院し、入院期間が7日以上になる場合は次のとおりとなります。

(1) 主治医の判断が、3月以内に退院可能という方。

- ① 3月以内に退院した場合、当施設での生活が適当と判断できるときは優先的に当施設が利用できます。

ただし、退院時の心身の状態が当施設より他の種類の施設を利用することの方が適当な場合は、当施設との契約を解約していただくこととなります。

- ② 介護報酬に係る本人負担

入院した次の日から6日間 1日につき 246円

(基本介護費、食事提供費に係る負担はありません。)

入院期間が30日を超えて退院した場合、基本介護費、食事提供費に加えて

初期加算 30日間 1日につき 30円

- ③ ベッドの利用

ア 入院された場合は、ベッドをショートステイの利用者に利用させていただく場合があります。

イ 入院期間が3月を超えた場合は、次の待機者に利用していただくこととなります。

- ④ 利用契約については、継続したままでおくか、解約するかは、利用者を選択していただきます。

- (2) 主治医の判断が、3月以内には退院できないだろうという方
 利用計画を解約し退園の手続きをとっていただき、次の待機者に利用していただきます。
 (退園の手続きが終わるまでは、入院の次の日から6日間は、利用者負担が1日につき
 246円必要となります。)
- (3) 入院期間の判断が困難な方
 10日毎ぐらいに利用者の心身の状態、主治医の意見等を伺いながらご家族と協議して
 決めてまいります。
 この場合、退院後の施設利用、本人負担金。ベッドの利用、利用契約等については、(1)
 と同様にさせていただきます。
- (4) 入院期間中の病院での対応は、原則としてご家族にお願いいたします。

15 配置医 医療法人弘済会 宮川病院 医師 宮川 直登

16 協力医院

- (1) 南アルプス市上今諏訪1750 医療法人 宮川病院
 (2) 南アルプス市桃園340 社団法人 巨摩共立病院
 (3) 南アルプス市西野2294-2 医療法人 白根徳洲会病院
 (4) 南アルプス市小笠原352 近藤歯科医院

17 非常災害対策

介護サービス提供中に天災、その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等適切な措置
 を講じます。又、常に具体的な対処方法、非常経路及び協力機関との連携方法を確認する等
 安全の確認に努めるとともに、定期的に避難訓練を実施します。

18 介護サービスの提供に当たっては、本人または他の入所者等の生命又は身体を保護するた
 め緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等利用者の行動を制限することはいたしません。

19 サービス内容に対する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者	園 長	かわ 川 窪 裕	
苦情相談受付担当者	相 談 員	みず 水 間 康 裕	
苦情相談受付担当者	介護支援専門員	いちの 一 瀬 幸 輝	
		電話	055-284-2201
第三者委員	やま 山 した 下 けん 賢 じ 二	電話	055-282-2661
〃	むら 村 かみ 上 みち 至 こ 子	電話	055-285-3721

(2) 当施設以外に、南アルプス市の相談・苦情窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会でも受け付けています。

南アルプス市市役所 介護福祉課介護保険担当 電話 (直) 055-282-6179
山梨県国民健康保険団体連合会 電話 055-233-9201

20 秘密保持

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

21 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし			

22 当法人の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 白根聖明会
- (2) 代表者氏名 理事長 ^{かね}金 ^{まる}丸 ^{いち}一 ^こ子
- (3) 本部所在地・電話番号 山梨県南アルプス市在家塚1305
055-284-2201
- (4) 定款の目的に定められた事業 介護老人福祉施設 [特別養護老人ホーム]
短期入所生活介護事業 [特別養護老人ホーム]
通所介護事業 [デイサービスセンター]
居宅介護支援事業 [指定居宅介護支援事業所]

年 月 日以上の内容について説明しました。

事業者 社会福祉法人白根聖明会
理事長 かね まる いち こ 金 丸 一 子 印

説明者 印

以上内容の説明を受け、了承しました。

利用者 氏 名 印

代理人 氏 名 印

「身元引受人」

氏 名
住 所
生年月日 年 月 日 歳
続 柄
職業・勤務先等
電話番号 自 宅
勤務先
携 帯

「緊急時連絡先」

氏 名
住 所
生年月日 年 月 日 歳
続 柄
職業・勤務先等
電話番号 自 宅
勤務先
携 帯